

那覇市公報

第 1 7 3 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市療育センター条例施行規則を廃止する規則（こどもみらい課）…… 1301

◇告 示◇

○那覇市大名児童館の指定管理者の指定について（こども政策課）…… 1301

○那覇市ぶんかテンプス館指定管理者の指定について（商工農水課）…… 1302

○平成 30 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）（財政課）…… 1303

○平成 30 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）（財政課）…… 1307

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）
…… 1308

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…… 1308

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…… 1310

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
（保護管理課）…… 1311

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について
（保護管理課）…… 1312

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について
（保護管理課）…… 1313

○那覇市緑化センターの指定管理者の指定について（花とみどり課）	1314
○平成 30 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）	1314
○平成 30 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）	1315

◇公 告◇

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）	1316
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）	1316

◇消防局告示◇

○消防法令違反に対する措置命令について	1317
---------------------	------

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1318
----------------------	------

◇教育委員会告示◇

○那覇市立森の家みんな指定管理者の指定について	1319
○那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定について	1320

規 則

那覇市規則第55号

平成30年12月28日

公 布 済

那覇市療育センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市療育センター条例施行規則を廃止する規則

那覇市療育センター条例施行規則(昭和57年那覇市規則第13号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 451 号

平成 30 年 12 月 27 日

掲 示 済

那覇市大名児童館の指定管理者の指定について

那覇市大名児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成30年12月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成17年9月30日条例第40号)第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市大名児童館
所在地 那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 若杉福祉会
所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 64 番地 5
代表者 理事長 屋宜 勝子
- 3 指定期間 平成 31 年 1 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日

那覇市告示第 454 号
平成 31 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者の指定について

那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年（2018 年）12 月那覇市議会定例会において同意されましたので、那覇市ぶんかテンプス館条例第 17 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市ぶんかテンプス館
位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社沖縄コングレ・株式会社 PB コミュニケーションズ
共同企業体
所在地 那覇市久茂地 3 丁目 1 番 1 号 日本生命那覇ビル
代表者 代表取締役 武内 紀子
- 3 指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 473 号

平成 31 年 1 月 15 日

平成 30 年(2018 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 30 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,327,142 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 151,616,332 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		1,583,831	34	1,583,865
	2 負担金	1,583,830	34	1,583,864
13 使用料及び手数料		3301,569	△1,163	3,300,406
	2 手数料	671,836	△1,163	670,673
14 国庫支出金		41,701,782	95,333	41,797,115
	2 国庫補助金	7,648,204	93,006	7,741,210
	3 委託金	116,001	2,327	118,328
15 県支出金		20,157,848	△33,757	20,124,091
	2 県補助金	11,029,281	△33,757	10,995,524

18 繰入金		4,366,878	37,052	4,403,930
	2 基金繰入金	4,226,466	37,052	4,263,518
19 繰越金		2,665,425	1,049,443	3,714,868
	1 繰越金	2,665,425	1,049,443	3,714,868
21 市債		11,223,500	180,200	11,403,700
	1 市債	11,223,500	180,200	11,403,700
歳 入 合 計		150,289,190	1,327,142	151,616,332

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		778,205	3,359	781,564
	1 議会費	778,205	3,359	781,564
2 総務費		13,861,392	848,308	14,709,700
	1 総務管理費	11,562,317	△6,599	11,555,718
	2 徴税費	1,115,170	854,907	1,970,077
3 民生費		75,964,234	55,334	76,019,568
	1 社会福祉費	25,258,954	15,324	25,274,278
	2 児童福祉費	27,792,956	33,020	27,825,976
	3 生活保護費	22,912,323	6,990	22,919,313
4 衛生費		8,937,415	△26,856	8,910,559
	1 保健衛生費	4,876,815	1,043	4,877,858
	2 清掃費	4,060,600	△27,899	4,032,701
6 農林水産業費		244,413	17,347	261,760
	1 農業費	70,501	329	70,830
	3 水産業費	173,792	17,018	190,810
7 商工費		1,704,371	△16,067	1,688,304
	1 商工費	1,704,371	△16,067	1,688,304
8 土木費		16,202,561	43,724	16,246,285
	2 道路橋りょう費	1,062,219	0	1,062,219
	4 都市計画費	8,325,447	6,672	8,332,119
	5 住宅費	5,205,860	37,052	5,242,912
9 消防費		2,800,316	75,129	2,875,445
	1 消防費	2,800,316	75,129	2,875,445
10 教育費		17,404,819	306,864	17,711,683
	1 教育総務費	2,018,818	167	2,018,985
	2 小学校費	7,358,912	181,454	7,540,366
	3 中学校費	3,190,349	103,770	3,294,119
	4 幼稚園費	1,038,771	14,892	1,053,663
	5 社会教育費	1,482,172	1,072	1,483,244
	6 保健体育費	2,315,797	5,509	2,321,306
14 予備費		78,065	20,000	98,065
	1 予備費	78,065	20,000	98,065
歳 出 合 計		150,289,190	1,327,142	151,616,332

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			847, 093
	2 徴税費		847, 093
		税額更正特別事業 (陸自・空自用地)	847, 093
4 衛生費			59, 828
	2 清掃費		59, 828
		敷地内道路擁壁補強対策事業	59, 828
8 土木費			1, 014, 469
	2 道路橋 りょう費		33, 000
		歴史散歩道整備事業	33, 000
	4 都市計画費		981, 469
		街路整備事業 (公共投資交付金)	902, 169
		公園整備事業 (社会資本整備総合交付金)	79, 300
9 消防費			792
	1 消防費		792
		危険物設置許可事業	792
合 計			1, 922, 182

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
電子入札コアシステム用 JRE8 使用許諾契約 (法制契約課)	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	831
第一牧志公設市場再整備事業 (業務委託料) (なはまち振興課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	11, 000
汚水処理場・多目的広場維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	19, 554
精神台帳システム業務効率化及び元号改正システム修正業務委託 (障がい福祉課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	2, 560
道路路面清掃業務委託 (道路管理課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	16, 745
道路側溝清掃業務委託 (道路管理課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	8, 611
道路維持管理業務委託 (道路管理課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	73, 300

那覇市役所前自動二輪車駐車場管理業務委託 (道路管理課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	2, 193
街路樹維持管理業務委託 (道路管理課)	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	33, 096

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
那覇市公式ホームページ再構築事業 (秘書広報課)	平成 31 年度から 平成 35 年度まで	10, 281	平成 31 年度から 平成 35 年度まで	12, 221
那覇空港南側船揚場整備事業 (設計等) (商工農水課)	平成 31 年度	40, 930	平成 31 年度	30, 112
家庭ごみ有料化事業 (廃棄物対策課)	平成 31 年度	13, 278	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	207, 620

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
4 道路整備事業	56, 300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償 還 期 間 は、据 置 期 間 を 含 め 30 年 以 内 と す る。 償 還 方 法 は、元 利 均 等、元 金 均 等 等 に よ る。 た だ し、財 政 の 都 合 に よ り、据 置 期 間 中 で あ っ て も 繰 上 償 還 し、償 還 年 限 を 変 更 し、又 は 借 り 換 え る こ と が で き る。	77, 900	補正前に 同じ		
10 教育施設整備事業	3, 565, 800				3, 741, 300			
12 産業経済施設整備事業	118, 300				101, 400			

那覇市告示第 474 号

平成 31 年 1 月 15 日

平成 30 年(2018 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号)

平成 30 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 151,675,321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		20,124,091	58,989	20,183,080
	1 県負担金	8,556,757	58,989	8,615,746
歳 入 合 計		151,616,332	58,989	151,675,321

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		14,709,700	58,989	14,768,689
	1 総務管理費	11,555,718	58,989	11,614,707
歳 出 合 計		151,616,332	58,989	151,675,321

那覇市告示第 475 号

平成 31 年 1 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援 医療の種類	指定年月日
とまり薬局 那覇市泊 1 丁目 11 番地 7	有限会社 神山薬局 代表取締役 神山 朝喜	育成医療・ 更生医療	平成 30 年 11 月 1 日
ハーモニー薬局 城岳店 那覇市楚辺 1-3-76	有限会社 エム・クリエイト 代表取締役 戸田 澄之	育成医療・ 更生医療	平成 31 年 1 月 1 日

那覇市告示第 476 号

平成 31 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
モモクリニック	医療法人 翁馬会	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市前島 2 丁目 22 番 8 号		
めおとばしクリニック	阿佐 実	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市前島 3-21-18 スプレット・エム 2 階・3 階		
外間眼科医院	医療法人 はなぶさ会	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 25 番地 1 2 階		
崇元寺歯科医院	浦崎 香苗	平成 30 年 10 月 22 日
那覇市泊 1 丁目 8 番地 3 2 F		
とまり薬局	有限会社 神山薬局	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 11 番地 7		
ヘルシー：デポ薬局 前島店	株式会社 GS0	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市前島 2 丁目 19-12 桃原アパート 102		
すこやか薬局 松川店	株式会社 薬正堂	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市松川 407-1 S e t B ビル 2 F		
ハーモニー薬局 城岳店	有限会社 エム・クリエイト	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市楚辺 1 - 3 - 76		

那覇市告示第 477 号

平成 31 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	廃止年月日
所 在 地		
とまり薬局	神山 朝喜	平成 30 年 10 月 31 日
那覇市泊 1 丁目 11 番地 7		
ヘルシー：デポ薬局 牧志店	株式会社 GS0	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市牧志 2 丁目 15 番 12 号 比嘉ビル 102 号室		
モモクリニック	門馬 康二	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市牧志 2 丁目 16 番 45 号 統合医療ビル 2 階		
オリーブ薬局 小禄店	株式会社 クリエイトファーマシー	平成 30 年 11 月 30 日
那覇市田原 3 丁目 1 番 12 号 101		
崇元寺歯科医院	友利 政三	平成 30 年 10 月 21 日
那覇市泊 1 丁目 8 番地 3 2 F		

那覇市告示第 478 号

平成 31 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
上原 邦仁	はり・きゅう	平成 30 年 12 月 19 日
鍼灸院ふくい	那覇市旭町 116 番地 37 自治会館 2 階	
上田 幸英	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成 30 年 12 月 6 日
訪問マッサージ OFA 療養サ ポートセンター 沖縄支店	那覇市松川 299 番地 町田アパート A - 1	
外間 大将	柔道整復	平成 30 年 12 月 27 日
カラダミライ整骨院	那覇市樋川 1 丁目 4 - 6	

那覇市告示第 479 号

平成 31 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
グループホーム たかまーみの家	那覇市字大道 94 番地 3 4 階	平成 30 年 12 月 27 日
医療法人 陽心会	認知症対応型共同生活介護	

那覇市告示第 480 号

平成 31 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
崇元寺歯科医院 (居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、訪問看護)	平成 30 年 10 月 21 日
那覇市泊 1 丁目 8 番地 3 2 F	
合同会社介護タクシーまきし介護事業部 翔 (訪問介護)	平成 30 年 12 月 31 日
那覇市松川 2 丁目 1 番 3 号 城間ビル 101	

那覇市告示第 481 号

平成 31 年 1 月 15 日

那覇市緑化センターの指定管理者の指定について

那覇市緑化センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成30年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市緑化センター
所在地 那覇市おもろまち3丁目2番1号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 有限会社 三崎工業
所在地 那覇市首里大名町1-161-1（エンゼルハイム106）
代表者 代表取締役 知念 宏
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

那覇市告示第 482 号

平成 31 年 1 月 15 日

平成 30 年（2018 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 平成 30 年度那覇市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設更新 (耐震化) 基本計画改定業務委託	平成 30 年度から平成 31 年度まで	20,500 千円

那覇市告示第 483 号

平成 31 年 1 月 15 日

平成 30 年 (2018 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 30 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 30 年度那覇市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	5,529,904 千円	3,140 千円	5,533,044 千円
第 1 項 営業収益	4,274,713 千円	3,140 千円	4,277,853 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	5,147,471 千円	3,140 千円	5,150,611 千円
第 1 項 営業費用	4,770,758 千円	3,140 千円	4,773,898 千円

公 告

那覇市公告第 516 号

平成 31 年 1 月 15 日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
平成 30 年 12 月 3 日 第 20－70－7 号 那覇市指令ま建指第 2313 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市宇栄原四丁目 577 番 ほか 28 筆
4 工区
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
平成 30 年 12 月 20 日 那ま建指第 312 号
平成 30 年 12 月 20 日 那ま建指第 313 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 12 月 4 日

那覇市公告第 517 号

平成 31 年 1 月 15 日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 29 年 9 月 4 日 第 H28-02-02 号 那覇市指令都建第 1978 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市山下町 183 番 他 9 筆
- 3 公共施設
消防水利 (防火水槽)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市山下町 28 番 8 株式会社ギャラクシー 代表取締役 照屋千賀子
那覇市古波蔵三丁目 6 番 5 号 大晋建設株式会社 代表取締役 大城壮司
那覇市山下町 28 番 7 号 照屋キヨ
- 5 検査済証番号
平成 30 年 12 月 26 日 那ま建指第 323 号
平成 30 年 12 月 26 日 那ま建指第 324 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 11 月 30 日

消防局告示

那覇市消防局告示第 3 号
平成 30 年 12 月 20 日
掲 示 済

消防法令違反に対する措置命令について

消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 4 条に基づき下記の防火対象物に立入検査を実施したところ、消防法令違反があり、これまで違反是正について行政指導を行ってきましたが、一向に改善が見られないため、消防法第 17 条の 4 第 1 項に基づき関係者に対し、消防用設備等の設置命令を行ったものです。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

記

- 1 命 令 日 時 : 平成 30 年 12 月 20 日
- 2 命 令 事 項 : 建物 1 階にスプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯を設置すること。
- 3 所 在 地 : 那覇市曙二丁目 6 番地 9
- 4 名 称 : 照屋アパート
- 5 用 途 : (16)項イ 1 階部分(6)項ロ(1)
- 6 管 理 権 原 者 : 我那覇 昭子、照屋 努

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 39 号
平成 30 年 12 月 26 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第4号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 51 号
指定工事店名	株式会社三星建設
営業所所在地	沖縄県豊見城市字上田 536 番地 21
代表者氏名	瀬長 誠
有効期間	自 平成28年4月1日 至 平成33年3月31日
異動年月日	平成 30 年 12 月 20 日
異動事由	営業所所在地の変更

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 1 号

平 成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市立森の家みんな指定管理者の指定について

那覇市立森の家みんなの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 30 年 12 月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 田 端 一 正

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市立森の家みんな
所在地 那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8
- 2 指定管理者となる団体
名 称 沖縄自然環境ファンクラブ
所在地 那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 33 奥井アパート 101
代表者 藤井 晴彦
- 3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

那覇市教育委員会告示第 2 号

平 成 3 1 年 1 月 7 日

掲 示 済

那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定について

那覇市営奥武山体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 30 年 12 月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 田 端 一 正

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町 42 番地の 1
(2) 那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町 50 番地の 1 地先
(3) 那覇市営奥武山トレーニング室	那覇市奥武山町 42 番地の 1 地先

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会
所在地：那覇市字識名 1227 番地
代表者：会長 平良 悟

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで